

2-⑥ 弾力的な会期設定

検討趣旨	どのような会期設定が適当であるか検討を行う。(通年議会, 2期制, 3期制, 現状どおりの4期制)
これまでの経過及び現状	<p>本市会では定例会の回数は毎年4回と定めている。(京都市会定例会回数条例)</p> <p>弾力的な会期設定については, 平成16年の地方自治法の改正により, 定例会の回数制限が撤廃されたことを受けて, まずは三重県議会が議会の機能強化と県民へのサービス向上を目的として, 平成20年1月に2期制を導入し, 年間106日程度であった会期日数を240日程度まで増やすこととした。</p> <p>また, 同年6月には, 議会の監視機能の更なる充実・強化を図り, 議会が主導的, 機動的に活動することを目的として, 北海道白老町で定例会の回数を年1回とし, 会期を1年間とする通年議会制度を規定した定例会回数条例を制定した。それ以降, いくつかの小さい地方議会などで通年議会が導入されることとなった。</p> <p>通年議会のねらいとしては, 十分な審議時間の確保や議会の監視機能, 政策立案・提言機能の強化などである。</p>
課題	<p>○弾力的な会期設定のメリット・デメリット</p> <p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 開会中である期間が広がるので, 臨時会の招集請求をせずとも重要な議案を迅速に付議することができ, あわせて, 市長が地方自治法179条による専決処分を行う必要がなくなるなど, 議会が主導的, 機動的に活動することによって, 議会の役割や機能の充実・強化を図ることができる。・ 審議時間を十分に確保することができる。・ 議案の提出を行える期間が長くなることにより, 早期議決, 早期執行が可能になる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 議員にとっては, 閉会中の日数が減少し, 地域での議員活動等の時間が少なくなる。・ 執行機関の行政能率に影響を及ぼす場合がある。・ 定例会の回数が少なくなることによって, 一事不再議の原則から, 会期中に議決した同一事件を提出できない期間が長くなる。
参考	<p>【他都市の状況】</p> <p>○政令市 実施都市なし。ただし, さいたま市では, 議長の諮問事項として議運において検討を行っている。</p> <p>○その他の自治体</p> <ul style="list-style-type: none">年2回 三重県 (2月~6月, 9月~12月)年3回 大阪府 (2~3月, 5~6月, 9~12月)

通年 北海道白老町，福島町，宮城県蔵王町，神奈川県開成町，千葉県長生村，長野県軽井沢町，熊本県御船町ほか

【根拠法令】

○地方自治法

第 102 条 普通地方公共団体の議会は，定例会及び臨時会とする。

2 定例会は，毎年，条例で定める回数これを招集しなければならない。

3 臨時会は，必要がある場合において，その事件に限りこれを招集する。

4 臨時会に付議すべき事件は，普通地方公共団体の長があらかじめこれを告示しなければならない。

5 臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは，前 2 項の規定にかかわらず，直ちにこれを会議に付議することができる。

6 普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は，議会がこれを定める。

○京都市会定例会回数条例

京都市会定例会の回数は，毎年，4 回とする。